

保護者の皆様へ

2026年度（令和8年度）就学援助の支給のお知らせ

福山市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に、就学に必要な費用の援助を行っています。就学援助を希望される方は、次の説明をよく読んで申請してください。

1 就学援助を受けることができる方

- (1) 生活保護法に基づく教育扶助を受けている方 ⇒ 申請は不要です。
- (2) 福山市に住所を有し、「準要保護の認定基準」に該当する方
- (3) 福山市に居住し、「準要保護の認定基準」に該当する方
- (4) 福山市外に住所を有するが、お子様が福山市立小・中・義務教育学校に在籍し、「準要保護の認定基準」に該当する方
- ⇒ (2)～(4)に該当する方申請が必要です。

2 準要保護の認定基準

2026年度（令和8年度）において、次のいずれかに該当する場合

区分	申請理由
①	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた場合
②	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（18歳未満の児童がいるひとり親家庭などに支給される手当）の支給を受けている場合
③	次のいずれかの徴収猶予・減免等を受けている場合 〔市町村民税の減免、個人の事業税又は固定資産税の減免、世帯全員が国民年金保険料の半額以上の免除、国民健康保険税の減免又は徴収猶予、生活福祉資金の貸付〕
④	自然災害等の理由により経済的に困っている場合
⑤	世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下である場合（住民税非課税世帯を含む）

【⑤の基準額の目安】※家族構成、年齢等により多少異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
所得基準額	191万円	236万円	279万円	319万円	355万円	403万円	445万円

- ・認定となるか否かについてのお問い合わせには対応しておりません。
- ・②又は③の理由で申請される方は、支給及び徴収猶予・減免等を受けている期間しか就学援助費の支給を受けられません。

3 援助の内容

就学に必要な費用の一部を下記のとおり支給します。※金額は令和8年度の年額（予定）です。

区分	学用品費等	入学準備費	校外活動費	修学旅行費	学校給食費	医療費
小学校	1年 26,630円 2～6年 28,900円	57,060円 —	泊なし:1,600円 泊あり:3,690円	実費 上限:50,000円	実費 (納付免除)	実費
中学校	1年 37,730円 2～3年 40,000円	63,000円 —	泊なし:2,310円 泊あり:6,210円	実費 上限:75,000円		

※入学準備費は、入学前支給を受けていない方で、4月認定に限りします。

※医療費は、むし歯など特定の疾病に限りします。

※生活保護（教育扶助）を受けている方は、修学旅行費・医療費に限り援助します。

※就学援助は、保護者が支出した学用品費等を補てんするための制度であり、学校納金の支払を免除するものではありません。

4 申請方法・申請期間等

- (1) 申請方法：通学する学校へ申請書類を提出

【提出期限】新1年生 2026年（令和8年）4月10日（金）まで
その他の学年 2026年（令和8年）3月13日（金）まで

- ・きょうだいが小学校と中学校それぞれに在学している場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。
- ・上記提出期限を過ぎた後も、2027年（令和9年）2月末日まで申請は随時受付しています。その場合は申請のあった月分から支給対象となります。
- ・前年度に引き続き、就学援助を希望される方も、新たに申請が必要です。

- (2) 申請書類：・2026年度（令和8年度）就学援助費申請書（兼世帯票）

・添付書類（※申請理由によって必要。詳しくは(4)を参照。）

裏面に続きます

(3) 申請書の記入について

- ・「学年」は、2026年度（令和8年度）の学年を記入してください。
- ・世帯に新1年生がいる場合は、兄姉の申請書に新1年生も記入してください。
- ・「世帯構成」は、生計を共にする世帯全員を記入してください。（住民票上の世帯員のほか、住民票上は世帯分離していても実質的に同居（ひとつ屋根の下で生活）している場合や、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合は、同一世帯として判定します。）※生計の判断基準については、申請書の裏面（別紙）も参照してください。

(4) 添付書類について

申請理由	添付書類
①	不要
②	「児童扶養手当証書」の写し【有効期限内のものに限る】 ※有効期限：2026年（令和8年）3月31日のものは不可
③	「承認通知書」又は「決定通知書」等の事実の証明となる書類の写し ※当該年度発行に限る。 ・『市町村民税の減免』は地方税法第323条に基づく場合、『個人の事業税の減免』は地方税法第72条の62に基づく場合、『固定資産税の減免』は地方税法第367条に基づく場合が対象です。（いずれも天災などによるもの） ・『国民年金保険料の半額以上の免除』で申請の場合は、20歳以上の世帯全員の承認通知書が必要です。年金保険料の支払義務がない方（60歳以上の方等）が世帯員にいる場合や、「4分の1免除」は、該当になりません。 ・『国民健康保険税』については、国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている場合が対象です。軽減制度は該当になりません。 ・『生活福祉資金の貸付』については、2026年度（令和8年度）に貸付けを受けた場合が対象です。
④	「り災証明書」等の事実が確認できる書類の写し
⑤	(1) 2026年（令和8年）1月1日に福山市へ住民登録がある場合 ⇒添付書類不要。ただし、確定申告または市・県民税の申告をされていない場合は認定審査ができませんので、必ず申告をしてください。（給与所得のみで年末調整されている方を除く） <u>所得がない場合も申告が必要です。</u> (2) 2026年（令和8年）1月2日以降に福山市へ転入した場合 ⇒前住所地の市区町村長発行の、令和8年度（令和7年分）「非課税証明書」又は「所得・課税証明書」（高校生以下を除く世帯全員分） ※2026年6月以降に該当市区町村に請求し、後日学校に提出してください。

5 認定通知について

審査結果は、学校を通じて通知します。4月認定の決定通知は6月中旬の予定です。

申請時の世帯状況（世帯構成等）に変更が生じた場合や、認定基準に該当しなくなった場合（児童扶養手当の支給停止等受給資格を喪失した等）は、援助を受けられなくなる場合があります。必ず学校に連絡してください。支給済みの就学援助費を返還していただく場合もありますのでご了承ください。

6 支給について

就学援助の支給に際しては、就学援助費の請求、受領及び過誤払金の返納に関するいっさいの事務を学校長に委任する「委任状」を提出していただきます。

委任を受けた学校長が就学援助費を教育委員会に請求し、学校長が保護者の方へ支給します。市立校の学校給食費については、市の給食費会計に代理納付（納付免除）となりますのであらかじめご了承ください。

なお、初回の支給日は7月上旬の予定です。

不明な点については、学校または福山市教育委員会学事課へご相談ください。
（福山市教育委員会学事課 TEL 084-928-1169）
相談内容については、個人情報等を保護し、他へ漏らすことはありません。

2026年度(令和8年度) 就学援助費申請書(兼世帯票)

福山市教育委員会教育長 様
(学 事 課)

年 月 日

申請者(保護者)

住 所 福山市

名 前

署名又は記名押印

印

連絡先 ()

就学援助を希望するので、次のとおり申請します。

また、世帯状況や所得情報等この申請の審査に必要な事項について取得することに同意します。

認定後は、就学援助費の請求、受領及び過誤払金の返納に関するいっさいの事務を学校長に委任するとともに、学校給食費を市の給食費会計に代理納付する場合があることに同意します。

1 対象児童生徒の状況 (学校毎に申請書を作成してください。)

学校名 ()					
学年	名 前	生年月日	学年	名 前	生年月日

2 世帯構成(生計を共にする者全員(前項記入の対象児童生徒を除く。))を記入してください。)

→就学援助制度での「生計を共にする者」については裏面(別紙)をご確認ください。

名 前	生年月日	続柄	備 考	名 前	生年月日	続柄	備 考

*世帯員が小・中・義務教育学校に在籍している場合は、備考欄に学校名を記入してください。

*世帯員が高校生等の場合は、備考欄にその旨を記入してください。

3 申請理由 (該当する番号をいずれか1つ○で囲んでください。)

2026年度(令和8年度)において、次のいずれかに該当する場合

- 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた。
- 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。
↳ (「児童扶養手当証書」の写しを添付【有効期限:2026年3月31日は不可】)
- 次の徴収猶予・減免等を受けている。(「承認通知書」又は「決定通知書」の写しを添付)
市町村民税の減免、個人事業税又は固定資産税の減免、世帯全員が国民年金保険料の半額以上の免除、国民健康保険税の減免又は徴収猶予、生活福祉資金の貸付のいずれかを受けている。
- 自然災害等の理由により経済的に困っている。(「り災証明書」等の写しを添付)
- 世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下である。(住民税非課税世帯を含む)

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
所得基準額	191万円	236万円	279万円	319万円	355万円	403万円	445万円

世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。

*認定審査のため、必ず所得の申告をしてください。申告されない場合は、認定審査ができません。

*この申請書は、通学する学校へ提出してください。

学校長の確認	印	認定の適否	1 認 定 (月)
			2 不認定
			3 保留 (未申告・市外) 月 日まで

教育委員会
受付番号

記入例

XXXX年度(令和X年度) 就学援助費申請書(兼世帯票)

福山市教育委員会教育長 様
(学事課)

提出年月日を記入

〇〇〇〇年 〇月〇〇日

ボールペン等で記入してください
消せるペン類、鉛筆での記入は不可

申請者(保護者)
住 所 福山市〇〇町〇〇番〇〇号
名 前 〇〇 〇〇 印
署名又は記名押印

申請者(保護者)が自署された場合、
押印の省略が可能です

就学援助を希望するので、次のとおり申請します。
また、世帯状況や所得情報等この申請の審査に必要な事項について取得することに同意します。
認定後は、就学援助費の請求、受領及び過誤払金の返納に関するいっさいの事務を学校長に委任すると
も、費会計に代理納付する場合がありますことに同意します。

1 4月からの学年を記入(新1年生も記入) 学校毎に申請書を作成
きょうだいで異なる学校へ在籍している場合、
それぞれの学校に申請が必要です

学校名			〇〇〇学校		
学年	名 前	生年月日	学年	名 前	生年月日
3	〇〇 〇〇	〇〇年〇月〇日			
1	〇〇 〇〇	〇〇年〇月〇日			

4月からの状況を記入する (4月以降に申請の場合は 申請時の状況を記入)		者全 制度で 続柄	「世帯構成」は、『生計を共にする世帯全員』を記入してください。 住民票上の世帯員のほか、住民票上は世帯分離していても実質 的に同居(ひとつ屋根の下で生活)している場合や、保護者が単身 赴任等で住所地が異なる場合は、同一世帯として判定します。		
〇〇 〇〇	〇〇年〇月〇日	父			
〇〇 〇〇	〇〇年〇月〇日	母			
〇〇 〇〇	〇〇年〇月〇日	弟	△△△学校		
〇〇 〇〇	〇〇年〇月〇日	姉	〇〇〇〇学校		
			高校生		

*世帯員が小・中・高に在籍している場合は備考欄に学校名を記入してください。
*世帯員が対象の児童生徒からみた続柄を記入してください。

3 申請理由 (該当するものを申請理由1~5のいずれかに1つに○をしてください。)

XXXX年度(令和X年度)に理由②、③、④で申請の場合、添付書類(証明書類)が必要です。
住民税が非課税の場合は③ではなく⑤になります。

1 生活保護法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。
↳ (「児童扶養手当証書」の写しを添付【有効期限: XXXX年3月31日は不可】)

2 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。
↳ (「児童扶養手当証書」の写しを添付【有効期限: XXXX年3月31日は不可】)

3 次の徴収猶予・減免等を受けている。(「承認通知書」又は「決定通知書」の写しを添付)
市町村民税の減免、国民健康保険税の減免

4 自然災害等の理由

5 世帯の所得が教育扶助対象となる世帯である。

児童扶養手当証書の有効期限が2026年3月31日の場合、
4月以降の証書は4月下旬以降に送付がありますので、
その場合は申請理由⑤で申請してください。

世帯人数							
所得基準額							

世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。

*認定審査のため、必ず所得の申告をしてください。申告されない場合は、認定審査ができません。
*この申請書は、通学する学校へ提出してください。

学校長の確認	印	認定の適否	1	認定 (月)
			2	不認定
			3	保留 (未申告・市外) 月 日まで